

## 平成28年第8回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年8月10日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第8回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は36名

1 番	小林 敏生 (欠席)	20 番	羽野 勝己
2 番	松尾 彰	21 番	伊藤 猛
3 番	田中 諭	22 番	田子森 博美
4 番	山崎 信	23 番	櫻木 キクエ
5 番	後藤 干城	24 番	原田 俊昭
6 番	櫻木 和雄	25 番	石井 隆壽
7 番	井上 良夫	26 番	西川 幸男
8 番	窪山 茂隆	27 番	穴見 義夫
9 番	田中 眞知子	28 番	宮本 保孝
10 番	釜堀 豊	29 番	井手 峯勝
11 番	徳永 辰雄	30 番	大隈 弘子
12 番	高着 土良	31 番	森 洋
13 番	矢野 忠徳	32 番	和佐野 光晴
14 番	古川 ますみ	33 番	徳田 清則
15 番	田中 学	34 番	日吉 慶一
16 番	鶴川 昌洋	35 番	小嶋 嘉則
17 番	大山 源次	36 番	才田 正晴
18 番	樋口 博幸	37 番	森部 賢一
19 番	橋本 計		

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 議案第 1 号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2 号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農用地利用集積計画（特例事業）について
- ・ 議案第 6 号 土地改良事業参加資格交替申出について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員 事務局長 石 橋 一 良

係 長 高 岩 浩 司

事務吏員 松 尾 康 年

事務吏員 河 辺 義 弘

事務吏員 寺 岡 滝 治

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 内 田 光 徳

## 8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第8回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。本日は、1番 小林委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は36名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に27番 穴見委員、28番 宮本委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。3頁まで計13件ございます。議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号13番までについて、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (高岩) 審議の前に急きょ計画の取り下げがありましたのでお知らせいたします。内容につきましては担当課より併せて説明いたします。それでは、4頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。本日は、農業振興課の担当者が出席しておりますので、説明を求めます。
- 担当者 (内田) 詳細について説明。この計画については、本日急きょ1名の方より計画の取り下げがっております。そのため議案書について差し替えが間に合いませんでしたので、新しいものをお配りしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。利用権設定面積については、119,702㎡となります。申請について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件は満たしていると判断いたしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 事務局及び担当者の説明が終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認といたします。
- 議 長 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 7頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は32番和佐野員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 32番 (和佐野委員) 2番松尾委員と24番原田委員にお願ひしたいと思います。
- 議 長 24番原田委員よろしいですか。
- 24番 (原田委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 2番松尾委員よろしいですか。
- 2番 (松尾委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に2番松尾委員、24番原田委員、32番和佐野委員を選任します。よろしくお願ひします。
- 事務局 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は25番石井委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 25番 (石井委員) 13番矢野委員にお願ひしたいと思います。
- 議 長 13番矢野委員よろしいですか。
- 13番 (矢野委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。よろしくお願ひします。

事務局 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。  
(寺岡) 審議番号3番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は25番石井委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。

25番 議 長 (石井委員) 13番矢野委員にお願ひしたいと思ひます。

13番 議 長 13番矢野委員よろしいですか。

議 長 (矢野委員) はい、了解いたしました。

議 長 それでは、審議番号3番のあっせん委員に13番矢野委員、25番石井委員を選任します。よろしくお願ひします。

事務局 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。  
(寺岡) 審議番号4番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は9番田中委員です。あっせん委員の推薦をお願ひします。

9番 議 長 (田中委員) 37番森部委員にお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは、審議番号4番のあっせん委員に9番田中委員、37番森部委員を選任します。よろしくお願ひします。

事務局 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (河辺) 8頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。10頁まで7件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員お願ひします。

5番 議 長 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。異議なし。

全委員 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 議 長 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

5番 議 長 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番後藤委員お願ひします。  
(後藤委員) 審議番号2番について説明します。

議 長 理由は、申請農地に隣接して譲受人の農地がありますので相手方の要望と譲渡人の労力不足によるものです。何ら問題はないと思ひます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

全委員 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。異議なし。

議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 議 長 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

20番 議 長 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。20番羽野委員。  
(羽野委員) 審議番号3番について説明します。理由は、譲受人の経営規模拡大と譲渡については、相続財産管理人による財産整理のためであります。何ら問題はないと思ひます。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

10番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。10番釜堀委員。  
(釜堀委員) 審議番号4番について説明します。相手方の要望と譲受人の経営拡大のものです。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

3番 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。  
(田中委員) 審議番号5番について説明します。理由は、相手方の要望と労力不足によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

25番 次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。  
(石井委員) 審議番号25番について説明します。理由は、相手方の経営拡大と離農であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

11番 次に、審議番号7番についてですが、新規就農者の申請でもありますので正副会長及び担当委員、事務局にて申請者と新規就農面接を行いました結果、就農するにあたっての経営計画等について内容が不十分ではないかという事もあり、申請者本人ともよくお話しいたしました。今回の申請については保留をしたいとの事でございます。今後、経営計画の見直し等により再度審議となると思われますので保留といたします。

議長 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番徳永委員。  
(徳永委員) 審議番号8番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

21番 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。21番伊藤委員。  
(伊藤委員) 審議番号9番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足であり何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求め  
ます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。ここで、議案第4号の審議に入ります  
前に、現地のビデオを放映します。  
事務局 (松尾) 議案第4号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。  
(事務局 説明終了後)  
議長 それでは、11頁をお願いします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請につ  
いて」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。  
事務局 (松尾) 11頁をお願いします。議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろし  
くお願いします。  
議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求め  
ます。19番橋本委員。  
19番 (橋本委員) 審議番号1番について説明します。隣接地の工事期間中、申請地を資材置き場  
として一時転用を行うもので雨水については既存の河川に流すもので何ら問題はないと思  
います。ご審議方よろしくお願いします。  
議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求め  
ます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
25番 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。25番石井委員。  
(石井委員) 審議番号2番について説明します。現在休止中の施設を再開するために駐車場  
が手狭なため、敷地を拡張して駐車場を整備するものです。農地法の運用は10ha以上の  
一団の農地敷地拡張に該当します。問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いま  
す。  
議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求め  
ます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
9番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。  
(田中委員) 審議番号3番について説明します。現在、実家の離れで暮らしているが手狭な  
ため隣接地に、自己用農家住宅を建築するものです。汚水については公共下水へ、雨水につ  
いては既存の水路に流されるそうで区会長の承諾もあります。その他の農地に該当。農用  
地  
区域外、第2種農地です。ご審議方よろしくお願いま  
す。  
議長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求め  
ます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。28番宮本委員。  
28番 (宮本委員) 申し訳ありませんが、一時退室の許可をお願いいたします。  
議長 28番委員の退室を認めます。それでは35名にて審議を続けます。  
次に、12頁をお願いします。議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)につ  
いて」  
を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願いま  
す。  
事務局 事務局。  
議長 (寺岡) 12頁をお願いします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いま  
す。  
議長 事務局の説明は終わりました。  
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求め  
ます。

20番羽野委員。  
20番議長 (羽野委員) ありません。  
31番森委員。  
31番議長 (森委員) ありません。  
全委員 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
議長 異議なし。  
全委員 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求め  
議長 ます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。  
事務局 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。  
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
事務局 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
20番羽野委員。  
20番議長 (羽野委員) ありません。  
22番田子森委員。  
22番議長 (田子森委員) ありません。  
31番森委員  
31番議長 (森委員) ありません。  
全委員 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
議長 異議なし。  
全委員 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求め  
議長 ます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。  
事務局 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。  
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
事務局 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
7番井上委員。  
7番議長 (井上委員) ありません。  
10番釜堀委員。  
10番議長 (釜堀委員) ありません。  
22番田子森委員。  
22番議長 (田子森委員) ありません。  
全委員 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
議長 異議なし。  
全委員 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求め  
議長 ます。  
全委員 賛成の挙手。  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。  
事務局 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。  
議長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
事務局 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
2番松尾委員。  
2番議長 (松尾委員) ありません。  
24番原田委員。  
24番議長 (原田委員) ありません。  
32番和佐野委員。  
32番議長 (和佐野委員) ありません。  
全委員 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
議長 異議なし。  
全委員 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求め  
議長 ます。

全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。  
事務局 次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。事務局。  
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。  
事務局 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、あっせん委員の補足説明を求めます。  
25番 25番石井委員。  
議 長 (石井委員) ありません。  
26番 26番西川委員。  
議 長 (西川委員) ありません。  
全委員 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
議 長 異議なし。  
全委員 異議がないようですので、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま  
議 長 す。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。  
ここで、一旦休憩いたします。

〈 休憩 14:25～14:40 〉 ※休憩中に28番宮本委員入室

議 長 それでは、会議を再開いたします。  
議案第6号「土地改良事業参加資格交替申出について」を議題とします。事務局の説明を求  
事務局 めます。事務局。  
議 長 (河辺) 14頁をお願いします。議案朗読をもって説明。14頁から20頁まで25件でござ  
いりますが、〇〇地区は場整備事業の参加にあたり、資格者が所有者である必要があるため、  
資格交替の申し出となっております。又、今回の関係土地改良区は1団体となっております  
ので一括にてご審議方よろしくお願ひします。  
議 長 事務局の説明は終わりました。議案第6号について、一括審議という事でご異議ございませ  
んか。  
全委員 異議なし。  
議 長 それでは、本件について質問や意見はありませんか。  
全委員 異議なし。  
議 長 異議がないようですので、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手。  
議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 14:50)